

監事 監査報告書


令和 8 年 5 月 29 日


学校法人 杏林学園


理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 杏林学園

監 事 則 峯 徳 

監 事 石 井 道 遠 

監 事 甲 能 直 幸 

私たち監事は、私立学校法(令和 7 年 4 月 1 日施行)第 52 条第 1 項第 1 号及び学校法人杏林学園寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人杏林学園の令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の本法人の業務及び財産並びに理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び教職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第 37 条第 3 号)を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ①事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人あすなる監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上